

美浜3号機、高浜1～4号機 感知器BF設工認審査における説明の観点整理表

：本日の説明対象
 ：初回説明済み(以降はコメント管理表により管理)

凡例 ○：説明事項あり
 ー：説明事項なし

項目	説明の観点	O34	T34	M3	T12	説明方法	備考		
設工認申請時期及び申請方法の整理	1・再稼働工認と本設工認の関係整理	・プラント再稼働後に個別申請を実施	ー	・O34と同様、プラント再稼働後に個別申請を実施しているため、説明事項なし。	○	・O34と異なり、プラント再稼働前の個別申請のため、再稼働工認との関係整理について説明する。	T12について説明する。 審査会合での説明事項		
	2・第3/バッテリー及び特重施設の感知器BF申請時期及び申請方法	・第3/バッテリー及び特重施設の感知器BF申請時期及び申請方法を説明する。	○	・第3/バッテリー及び特重施設の感知器BF申請時期及び申請方法を説明する。			各プラントについてまとめて説明する。		
感知器等の設計	3・感知器等の選定、組合せ、選択	・設計フローに基づき選定、組合せ、選択を実施 (O34補足説明資料3-1)	○	・設計フローを一部変更(排気ダクトへの感知器設置可否)するため、変更内容を説明する。 ・選択する感知器等の差異について説明する。(光ファイバー熱検出装置を選択しない等)			各プラントの設計をまとめて説明する。		
	4・設計基準を適用するエリアの感知器設計	・別紙にて整理	○	・別紙にて説明事項を整理	○	同左	同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。 審査会合での説明事項	
	5・消火設備用感知器の流用	・消火設備用感知器の流用なし (O34補足説明資料4-1)	ー	・消火設備用感知器は流用しないため、説明事項なし。	○	・消火設備用感知器を流用することから、安全施設への該当有無、条文整理及び申請資料への反映について説明する。	ー	・消火設備用感知器は流用しないため、説明事項なし。 M3について説明する。	
	6・設置許可添付書類八で感知器等を設置しないとしていたエリアの設計	・燃料取替用水ピット及び復水ピットは許可添八で感知器等を設置しない設計としており、設工認でも火災防護上問題がないことを改めて確認 (O34補足説明資料3-10)	○	・O34と異なり、当該設備はピットではなくタンクであり、許可添八に当該エリアの感知器設計を記載していないため、「設計基準を適用するエリアの感知器設計」の中で説明する。	○	同左	○	同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。
	7	・使用済樹脂貯蔵タンク室は許可添八で感知器等を設置しない設計としておらず、排気ダクトに感知器を設置 (O34補足説明資料3-6,3-11)	○	・O34と異なり、当該エリアは許可添八で感知器等を設置しない設計としており、「設計基準を適用するエリアの感知器設計」の中で説明する。	○	同左	○	同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。
	8・設置許可添付書類八の適正化	・感知器BF設工認の設計方針に基づき、別途、許可添八を適正化 (O34補足説明資料5-6)	○	・許可添八の適正化について、O34と同様に実施することを説明する。				各プラントの設計をまとめて説明する。 審査会合での説明事項	
火災受信機盤の設計	9・火災受信機盤の設備構成(非常用電源の容量含む)	・中央制御室に火災受信機盤×2、総合操作盤×1、屋外SA用受信機盤×1を設置 (O34補足説明資料4-1)	○	・O34と異なり、A中央(T12)とB中央(T34)の取り合いがあるため、説明する。 ・電源容量の観点でSBO時も給電可能であることを説明する。	○	・O34と異なり、消火設備用感知器を流用(M3)しているため、説明する。 ・電源容量の観点でSBO時も給電可能であることを説明する。	○	・O34と異なり、A中央(T12)とB中央(T34)の取り合いがあるため、説明する。 ・電源容量の観点でSBO時も給電可能であることを説明する。	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。
	10・中央制御室、緊急時対策所等における監視範囲	・中央制御室においては全ての感知器等を監視、緊急時対策所等においては当該場所での事故対応に必要な箇所の感知器等を監視できるよう設計 (O34補足説明資料5-7)	○	・火災受信機盤の構成が異なることから説明する。	○	同左	○	同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。
火災区域及び火災区画の設定	11・上屋に係る設定変更	・上屋を火災区域から除外するよう設定を変更 (O34補足説明資料2-1)	○	・上屋に係る設定変更内容を説明する。	○	同左	ー	・上屋に係る火災区画の設定変更なし	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。
	12・上室その他に係る設定変更	なし	ー	・上室その他に係る火災区画の設定変更なし	○	・上室その他に係る火災区画の設定変更について説明する。	ー	・上室その他に係る火災区画の設定変更なし	M3について説明する。
耐震評価	13・既認可からの追加又は変更	・追加変更あり(申請書添付資料3、O34補足説明資料5-5)	○	・既認可からの追加変更内容について説明する。	○	同左	○	同左	個別の設計であるため、各プラント毎に説明する。
火災発生防止・火災の消火・火災の影響軽減の設計	14・火災の感知以外の設計に対する影響	・火災感知器増設に伴い火災の感知以外の設計に対する影響はない(申請書本文及び添付、O34補足説明資料3-11)	○	・O34と同様、火災感知器増設に伴い火災の感知以外の設計に対する影響がないことを説明する。				各プラントの設計をまとめて説明する。	

設計基準を適用するエリア他の感知器設計の差異

青字は前回からの変更箇所

：本日の説明対象

：初回説明済み（以降はコメント管理表により管理）

凡例

○：O34と設計に差異あり

—：O34と設計に差異なし（設計に差異はないが細部が異なる場合は記載）

O34の設計		設計方針		T34		M3		T12		備考		
高天井エリア	1	原子炉格納容器内オペレーティングフロア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所（最も高い場所）に設置（設計基準②） 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：火災防護審査基準に基づき設置 	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器内オペレーティングフロア 	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内オペレーティングフロア 	<ul style="list-style-type: none"> 煙感知器の設置高さの違い（設計の考え方はO34と同じ） 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器内オペレーティングフロア 	<ul style="list-style-type: none"> 煙感知器の設置高さの違い（設計の考え方はO34と同じ） 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
	2	新燃料貯蔵庫エリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所（天井面）に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用（設計基準②） 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：障害物の上面を網羅的に監視できるよう設置（設計基準②） 	<ul style="list-style-type: none"> 新燃料貯蔵庫エリア アニュラス 燃料取替用水タンクエリア 	—	<ul style="list-style-type: none"> 新燃料貯蔵庫エリア アニュラス 一次系チェイス（配管シャフト含む） 	<ul style="list-style-type: none"> アニュラス、一次系チェイスはプラント固有のエリア 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 新燃料貯蔵庫エリア ケーブルチェイス室 アニュラス 	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルチェイス室、アニュラスはプラント固有のエリア 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
放射線量が高い場所を含むエリア	3	原子炉格納容器ループ室加圧器室（上部）	<ul style="list-style-type: none"> 煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用（設計基準②） 熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置（設計基準②） 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器ループ室 	—	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器ループ室 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器ループ室 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
			<ul style="list-style-type: none"> 加圧器室 	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器室は天井高さ20m未満のため、煙感知器は基準どおり設置（O34との違い） 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器室 	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器室は天井高さ20m未満のため、煙感知器は基準どおり設置（O34との違い） 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器室 	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器室は天井高さ20m未満のため、煙感知器は基準どおり設置（O34との違い） 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—		
	4	炉内計装用シンプル配管室	<ul style="list-style-type: none"> 煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用（設計基準②） 熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の熱感知器を兼用（設計基準②） 	<ul style="list-style-type: none"> インコアモニタチェイス室 	—	<ul style="list-style-type: none"> インコアモニタチェイス室 	<ul style="list-style-type: none"> エリア内に立坑及び傾斜路なし（O34との違い） 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> インコアモニタチェイス室 	<ul style="list-style-type: none"> エリア内に立坑及び傾斜路なし（O34との違い） 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
	5	化学体積制御設備脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済樹脂貯蔵タンク室	<ul style="list-style-type: none"> 煙：エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置（設計基準①） 熱：エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置（設計基準①） 	<ul style="list-style-type: none"> 各フィルタ室 各脱塩塔室 	○	<ul style="list-style-type: none"> 各フィルタ室 各脱塩塔室（高線量） 廃液ホールドアップタンク室 	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生場所を特定し、火災をもれなく確実に感知できるよう、感知器等を設置できる排気ダクトがないため、隣接エリア（上室）に設置する感知器等を兼用（設計基準②） 	<ul style="list-style-type: none"> 各脱塩塔室 	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生場所を特定し、火災をもれなく確実に感知できるよう、感知器等を設置できる排気ダクトがないため、隣接エリア（上室）に設置する感知器等を兼用（設計基準②） 	○	<ul style="list-style-type: none"> 審査会合での説明事項 	
			<ul style="list-style-type: none"> 濃縮液タンク室 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 濃縮液タンク室 	—	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	—	—
屋外エリア	7	空冷式非常用発電装置エリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置（設計基準②） 熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置エリア 	—	<ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 空冷DGの配置、感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 空冷DGの配置、感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
			<ul style="list-style-type: none"> 熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア 復水タンクエリア 	—	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア 屋外タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア 屋外タンクエリア 復水タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
	8	海水ポンプエリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：火災防護審査基準に準じて設置 熱：火災防護審査基準に準じて設置 	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア 	—	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
屋内に準ずるエリア	9	海水管トンネルエリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：火災防護審査基準に準じて設置 熱：火災防護審査基準に準じて設置 	<ul style="list-style-type: none"> 海水管トンネルエリア 	—	<ul style="list-style-type: none"> 海水管トンネルエリア 	<ul style="list-style-type: none"> トンネル形状、感知器等の種別の違い（光ファイバー式熱検出装置ではなく、熱感知器を設置） 	<ul style="list-style-type: none"> 海水管トンネルエリア 	<ul style="list-style-type: none"> トンネル形状、感知器等の種別の違い（光ファイバー式熱検出装置ではなく、熱感知器を設置） 	—	—	
			<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア 重油タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア 	—	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等の設置場所はプラント固有 	—	—	
設置許可添付書類八で感知器等を設置しないとしたエリア	11	燃料取替用水ピットエリア 復水ピットエリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンクエリア 復水タンクエリア 	○	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 防爆型の炎感知器を防爆型の煙感知器に変更（O34と同じ） 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 防爆型の炎感知器を防爆型の煙感知器に変更（O34と同じ） 	—	—	
			<ul style="list-style-type: none"> 感知器等を設置しない設計 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水タンクエリア 復水タンクエリア 	○	<ul style="list-style-type: none"> 屋外タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等を設置しない設計 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等を設置しない設計 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外タンクエリア 復水タンクエリア 	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等を設置しない設計 	<ul style="list-style-type: none"> ピットではなくタンクであり、設置許可添付書類八に記載はなく、有効に火災を感知できるよう感知器等を設置（No.8と重複）

設計基準を適用するエリア他の感知器設計の差異 (O34-T34)

- 凡例)
 O : O34と設計に差異あり
 - : O34と設計に差異なし (設計に差異はないが細部が異なる場合は記載※)
 ※ : 細部が異なる場合の相違点を赤字で記載

感知器設置エリア		O34の設計		設計方針		T34		備考
高天井エリア	1	原子炉格納容器内オペレーティングフロア	煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：火災防護審査基準に基づき設置	原子炉格納容器内オペレーティングフロア (補足説明資料3-2-1~24)	煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：火災防護審査基準に基づき設置			
	2	新燃料貯蔵庫エリア	煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②)	新燃料貯蔵庫エリア (補足説明資料3-8-2,3,4) アニコラス (補足説明資料3-12-4) 燃料取替用水タンクエリア (補足説明資料3-12-8)	煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②) 相違点) アニコラス、燃料取替用水タンクエリアはプラント固有のエリア ○高天井エリアとしてO34と設計の考え方に差異なし ○炎感知器は火災防護審査基準に基づき設置			
放射線量が高い場所を含むエリア	3	原子炉格納容器ループ室 加圧器室 (上部)	煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)	原子炉格納容器ループ室 (補足説明資料3-5-23,24)	煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)			
	4	炉内計装用シングル配管室	煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②)	インコアモニタチェン室 (補足説明資料3-5-33)	煙：エリア入口部に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 相違点) エリア内の構造の相違 (立坑部および燃料路なし) はプラント固有			審査会での説明事項
水蒸気が多量に滞留するエリア	5	化学体精製/脱塩設備/脱塩塔/脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔/ループ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済樹脂貯蔵タンク室	煙：エリア内とはほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①) 熱：エリア内とはほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①) 相違点) 設置許可添付書類八に記載があり、感知器等を設置しない設計	各フロア室 各脱塩塔室 (補足説明資料3-5-41,46,51)	煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②) 熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②) 相違点) 火災を有効に感知できるよう感知器等を設置できる排気ダクトがないため、隣接エリア (上室・バルブ設置エリア) に設置する感知器等を兼用 (設計基準②) ○隣接エリアにおける感知器設計 (設計基準を満足できる理由) ○補足説明資料3-11-33~36,37~40) ○現地実証試験結果 (補足説明資料3-11-41,42)			審査会での説明事項
	6	シャワー室	煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②) 熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置	シャワー室エリア (補足説明資料3-9-1,2)	煙：同一火災区画内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②) 熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置			
屋外エリア	7	空冷式非常用発電装置エリア	熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置	空冷式非常用発電装置エリア (補足説明資料3-7-4)	熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置			
	8	海水ポンプエリア	熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置	海水ポンプエリア (補足説明資料3-6-4) 復水タンクエリア (補足説明資料3-14) (次回提出)	熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 復水タンクエリアはプラント固有のエリア 屋外エリアとしてO34と設計の考え方に差異なし (消防法適用対象外)			
屋内に準ずるエリア	9	海水管トネルエリア	煙：火災防護審査基準に準じて設置 熱：火災防護審査基準に準じて設置	海水管トネルエリア (補足説明資料3-13-2)	煙：火災防護審査基準に準じて設置 熱：火災防護審査基準に準じて設置 相違点) トレンチ形状、感知器等の種別はプラント固有			
	10	燃料油貯蔵タンクエリア 重油タンクエリア	煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置	燃料油貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-3-1)	煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置			
設置許可添付書類八で感知器等を設置しないとしたエリア	11	燃料取替用水ピットエリア 復水ピットエリア	熱感知器等を設置しない設計	燃料取替用水タンクエリア (補足説明資料3-12-8) 復水タンクエリア (補足説明資料3-14) (次回提出)	【燃料取替用水タンクエリア】 (高天井エリア) 煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区画内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：隣害物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②) 【復水タンクエリア】 (屋外エリア) 熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 相違点) ピットではおきタンクであり、設置許可添付書類八に記載はなく、火災を有効に感知できるよう感知器等を設置 (No.2, No.8と重複)			

注) コント名称、機器名称、建屋構造、設備形状、空調設備の給排気口位置、感知器等の設置場所の相違はプラント固有のものとして本表には記載しない。

設計基準を適用するエリア他の感知器設計の差異 (O34-M3)

：本日の説明対象
 ：初回説明済み (以降はコメント管理表により管理)

凡例)

O : O34と設計に差異あり
 - : O34と設計に差異なし (設計に差異はないが細部が異なる場合は記載※)
 ※ : 細部が異なる場合の相違点を赤字で記載

O34の設計		M3		備考
感知器設置エリア	設計方針			
1	原子炉格納容器内オペレーティングフロア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：火災防護審査基準に基づき設置 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内オペレーティングフロア (補足説明資料3-2-1~24) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (最も高い場所) に設置 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：火災防護審査基準に基づき設置
高天井エリア	2 新燃料貯蔵庫エリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：降書物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②) 	<ul style="list-style-type: none"> 新燃料貯蔵庫エリア (補足説明資料3-8-2,3,4) アニコラス (補足説明資料3-12-4,5) 一次系エア (配管シフト含む) (補足説明資料3-12-9,10) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所 (天井面) に設置、同一火災区内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：発火源となり得る設備の直上に自主設置 炎：降書物の上面を網羅的に監視できるよう設置 (設計基準②) (相違点) アニコラス、一次系エアはプラント固有のエリア ○高天井エリアとしてO34と設計の考え方に差異なし ○炎感知器は火災防護審査基準に基づき設置
	3 原子炉格納容器ループ室 加圧器室 (上部)	<ul style="list-style-type: none"> 煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②) 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器ループ室 (補足説明資料3-5-24,25) 加圧器室 (補足説明資料3-5-28,29) 	<ul style="list-style-type: none"> 【原子炉格納容器ループ室】 煙：天井面又はグレーチング面に設置、同一火災区内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②) 【加圧器室】 煙：天井面に火災防護審査基準に基づき設置 (相違点) 天井高さが8m以上20m未満のため、アナログ式の煙感知器を天井面に火災防護審査基準に基づき設置 熱：天井面又はグレーチング面に防爆型を設置 (設計基準②)
放射線量が 高い場所を 含むエリア	4 炉内計装用シンブル配管 室	<ul style="list-style-type: none"> 煙：エリア入口部に設置、同一火災区内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区内の熱感知器を兼用 (設計基準②) 	<ul style="list-style-type: none"> インコアモニタシフト室 (補足説明資料3-5-34) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：エリア入口部に設置、同一火災区内の煙感知器を兼用 (設計基準②) 熱：エリア入口部及びエリア下部に防爆型を設置、同一火災区内の熱感知器を兼用 (設計基準②) エリア内の構造の相違 (立坑部および斜路なし) はプラント固有
	5 化学体積制御設備脱塩塔、脱塩塔、脱塩塔設置エリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：エリア内とほぼ同じ煙濃度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①) 熱：エリア内とほぼ同じ温度となる排気ダクト内に設置 (設計基準①) 	<ul style="list-style-type: none"> 各フリルタ室 (補足説明資料3-5-46,49) 各脱塩塔室 (高線量) (補足説明資料3-5-41,43) 廃液ホールアップタンク室 (補足説明資料3-5-52) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：隣接エリアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計 (設計基準②) 熱：隣接エリアに設置するアナログ式の熱感知器を兼用する設計 (設計基準②) (相違点) 火災を有効に感知できるような感知器等を設置できないため、隣接エリア (上室・通路等) に設置する感知器等を兼用 (設計基準②) ○上室における感知器設計 (設計基準を満足できる理由) ○通路等における感知器設計 (設計基準を満足できる理由) ○補足説明資料3-11-34~37 ○補足説明資料3-11-38~40,41~44 ○現地実証試験結果 (補足説明資料3-11-45,46)
水蒸気が多 量に滞留する エリア	6 シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> 煙：同一火災区内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②) 熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 廃樹脂タンクエリア (補足説明資料3-10-2,3) 廃樹脂貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-10-2,3) 廃樹脂供給タンクエリア (補足説明資料3-10-2,4) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：同一火災区内の煙感知器を兼用、水蒸気の影響を受けない入口扉外側に自主設置 (設計基準②) 熱：火災防護審査基準に基づき防水型を設置
	7 空冷式非常用発電装置エリア		<ul style="list-style-type: none"> シャワー室エリア (補足説明資料3-9-2~5) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置
屋外エリア	8 海水ポンプエリア	<ul style="list-style-type: none"> 熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 海水ポンプエリア (補足説明資料3-6-4) 屋外タンクエリア (補足説明資料3-14) (次回提出) 	<ul style="list-style-type: none"> 熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 屋外タンクエリアはプラント固有のエリア (相違点) 屋外タンクエリアとしてO34と設計の考え方に差異なし (消防法適用対象外)
屋内に準ずる エリア	9 海水管トネルエリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：火災防護審査基準に準じて設置 熱：火災防護審査基準に準じて設置 	<ul style="list-style-type: none"> 海水管トネルエリア (補足説明資料3-13-3) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：火災防護審査基準に準じて設置 熱：火災防護審査基準に準じて設置 (相違点) トレンチ形状、感知器等の種別はプラント固有
	10 燃料油貯蔵タンクエリア 重油タンクエリア	<ul style="list-style-type: none"> 煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵タンクエリア (補足説明資料3-3-1) 	<ul style="list-style-type: none"> 煙：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置 熱：油火災の早期感知に有効な取付場所に防爆型を設置
設置許可添 付書類八で 感知器等を 設置しない としたエリア	11 燃料取替用水ヒットエリア 復水ヒットエリア	<ul style="list-style-type: none"> 感知器等を設置しない設計 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外タンクエリア (次回提出) 	<ul style="list-style-type: none"> 熱：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 炎：発火源となり得る設備に対して防水型を設置 (相違点) ヒットではなくタンクであり、設置許可添付書類八に記載はなく、火災を有効に感知できるような感知器等を設置 (No.8と重複)

注) コント名称、機器名称、建屋構造、設備形状、空調設備の給排気口位置、感知器等の設置場所の相違はプラント固有のものとして本表には記載しない。